

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務の範囲	指定した金融機関			取扱事務の範囲
名称	位置	取扱店舗		名称	位置	取扱店舗	
[略]			<u>県公金の収納事務（特定収納金並びに農業改良資金及び就農支援資金の貸付償還金及び違約金の収納事務を除く。）</u>	[略]			<u>県公金の収納事務（特定収納金の収納事務を除く。）</u>
岩手県信用漁業協同組合連合会	盛岡市	本店並びに定款に定めのある支店及び営業店		東日本信用漁業協同組合連合会	千葉市	本店並びに定款に定めのある支店及び営業店（ <u>県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。</u> ）	
岩手県信用農業協同組合連合会	[略]			岩手県信用農業協同組合連合会	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。